

⇨ 役員退職金の相場

Q : 私は近い将来、代表取締役を退き息子に経営を任せたいと考えていますが、その場合の適正な役員退職金の金額を教えてください。

A : 最終の報酬月額に、勤続年数と一定の倍率を乗じた金額が、一般的とされています。

【解説】

会社が役員退職に際し支給する役員退職金は、不相当に高額な部分を除き、損金の額に算入できることとされています。

ここで、不相当に高額でない役員退職金の金額がいくらであるかが問題となりますが、その役員の前月報酬に、勤続年数と功績倍率と呼ばれる倍率を乗じて算定した額が一般的な金額とされています。

この功績倍率は、役員の前月報酬中の貢献度を数値化したもので、代表取締役や創業者のように特に貢献度の高い役員は3倍、それ以外の役員は2倍が一般的な目安とされていますが、その功労により2割程度の加減算をしているようです。

例えば、創業者である代表取締役が、勤続25年、最終の役員報酬月額が80万円の場合ですと、次の算式で求めた金額が、不相当に高額でない役員退職金の目安となります。

$$80 \text{万円} \times 25 \text{年} \times 3 = 6000 \text{万円}$$

なお、実際の支給時には、株主総会でその支給額について承認を得ることが要件となりますので、支給額を客観的なものにするためにも、また税務調査で指摘を受けないためにも、役員退職給与規程を整備するようにして下さい。

